

京都市告示第487号

京都市国際交流会館の指定管理者である公益財団法人京都市国際交流協会から、京都市国際交流会館条例第4条の規定に基づき、臨時休館の申請があったため、これを承認します。

令和3年12月23日

京都市長 門川 大作

臨時休館する日 令和4年2月15日（火）

（理由）全館設備メンテナンスを行うため。

（総合企画局国際交流・共生推進室）